

◎「現場代理人及び技術者に関する留意事項」新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>現場代理人及び技術者に関する留意事項</p> <p>（削除）</p>	<p>現場代理人及び技術者等に関する留意事項</p> <p style="text-align: right;"><u>平成26年7月14日制定</u> <u>最終改正 令和4年12月19日</u></p>
<p>1 はじめに</p> <p>公共工事においては、現場代理人及び技術者の配置が必要です。</p> <p><u>建設業法（以下「法」という。）では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めており、特例監理技術者を配置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めています。</u></p> <p>また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに、<u>専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）</u>を置かなければならないこととされています。</p> <p>以下の内容は、<u>法、建設業法施行令（以下「令」という。）</u>、<u>国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）</u>、「監理技術者制度の運用等について」<u>（以下「運用通知」という。）</u>、<u>建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）</u>及び「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」（以下「緩和要領」という。）に基づき、<u>館山市発注工事（以下「市発注工事」という。）</u>における現場代理人及び技術者に関する留意事項についてまとめたものです。</p>	<p>公共工事においては、現場代理人、<u>主任技術者・監理技術者</u>の配置が必要となります。</p> <p>また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。</p> <p>以下の内容は、<u>国の「監理技術者制度運用マニュアル」「監理技術者制度の運用等について」等</u>に基づく、現場代理人、<u>技術者等</u>に関する留意事項です。</p>
<p>2 現場代理人について</p> <p>（1）現場代理人の資格要件（<u>工事約款第10条第3項</u>）</p> <p><u>現場代理人については、特別な資格を必要としません。また、法令上の制限を受けるものではありません。</u></p> <p><u>工事約款第10条第3項において、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金の請求等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、規定されています。その権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要です。</u></p> <p>（2）現場代理人の常駐（<u>工事約款第10条第3項</u>）</p> <p>現場代理人は、工事現場に常駐することを<u>工事約款第10条第3項</u>において義務づけています。</p> <p>「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしな</p>	<p>1. 現場代理人について</p> <p>（1）現場代理人の資格要件</p> <p>特別な資格は要しませんが、<u>直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要です。</u></p> <p>（2）現場代理人の常駐</p> <p>現場代理人は、工事現場に常駐することを<u>契約約款</u>において義務づけています。</p> <p>「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしな</p>

ければなりません。

(3) 常駐義務の緩和に伴う他の工事との兼務について
(工事約款第10条第4項)

工事約款第10条第4項において、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者において定めた要件を満たした場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる、とされています。

市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和については、別途、緩和要領により定めています。緩和の要件については、緩和要領第2条を参照してください。

ければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、原則、他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

現場代理人の兼務については、別途「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経營業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

3 監理技術者等について

(1) 主任技術者又は監理技術者の配置について（法第26条第1項及び第2項、令第2条）

法では、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされています。

また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならないこととされています。

(2) 監理技術者等の専任について（法第26条第3項、令第27条第1項）

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額が4,000万円以上、建築一式工事においては8,000万円以上）に配置する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）は、原則として工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。

専任を要しない工事の主任技術者又は監理技術者であれば他の工事との兼務は可能ですが、変更により専任を要する工事に該当することとなる場合には技術者の変更が必要となります。

(3) 監理技術者等の資格要件

監理技術者等（特例監理技術者を含む。）は、次の要件を全て満たす者である必要があります。

①直接的かつ恒常的な雇用関係であること（運用マニュアル二一四）。

2. 主任・監理技術者について

（新設）

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額が4,000万円以上、建築一式工事においては8,000万円以上）に設置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務は可能ですが、変更により専任を要する工事に該当することとなる場合には技術者の変更が必要となります。

(4) 主任・監理技術者の資格要件

① 直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

特に、専任の監理技術者等（特例監理技術者を含む。）については、入札の申込日又は入札日（随意契約による場合は見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

・主任技術者の場合：法第7条第2号による。

・監理技術者及び特例監理技術者の場合：法第15条第2号による。

・監理技術者補佐の場合：令第28条第1号又は第2号による。

③ 「②」とは別に定める要件があれば、その要件を満たす者であること。

（4）監理技術者講習について（法第26条第5項）

専任の監理技術者及び特例監理技術者は、資格証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した者でなければなりません。また、選任されている期間中は、いずれの日においても、監理技術者講習の有効期限内でなければなりません。

なお、講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日が起算日となり、同日から5年後の12月31日までが有効期限となります（建設業法施行規則第17条の19）。

（5）特例監理技術者及び監理技術者補佐について（法第26条第3項ただし書）

監理技術者を専任で配置する建設工事において、発注者から直接請け負った建設業者（以下「元請」という。）が特例監理技術者を配置する場合には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。この場合、特例監理技術者は、2現場まで兼務できます（法第26条第4項、令第29条）。

市発注工事においては、当面の間、次の要件を全て満たす場合、特例監理技術者の配置を認めるものとします。

① 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（例：24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

② 監理技術者補佐を専任で配置すること。

③ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

④ 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事数は、2件までであること。

ただし、専任の場合は、入札の申込日又は入札日（随意契約による場合にあつては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることを要します。

② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

（主任技術者の場合：建設業法第7条2号による）

（監理技術者の場合：建設業法第15条2号による）

③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

（新設）

（新設）

⑥特例監理技術者が兼務できる工事は、市発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。

⑦特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、千葉県内とする。

⑧特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑨特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑩監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

(6) 専任を要しない期間（運用マニュアル三（2）、運用通知3（2））

専任を要する工事のうち、次のいずれかの期間で、発注者と建設業者の間で設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっている場合、監理技術者等の専任を要しないものとします。ただし、他の工事の専任の監理技術者等を兼務できるのは（7）①～④のいずれかに該当する場合同様に限ります。

①現場施工に着手するまでの期間

（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

②工事を全面的に一時中止している期間

（自然災害の発生、埋蔵文化財調査等）

③工場製作のみが行われている期間

（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般）

④工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(7) 専任の監理技術者等の兼務について（運用マニュアル三（2））

次の①～④に該当する工事においては、それぞれ当該①～④に定めるところにより専任の監理技術者等の兼務が認められます。

①工場製作の過程を含む工事（運用通知3（3）①）

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができます。

②全面的に一時中止している期間内に完了する工事（運用通知3（3）②）

元請の監理技術者等については（6）②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに

(2) 専任を要しない期間

専任を要する工事のうち、次の各号に該当するいずれかの期間で、発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている場合、主任・監理技術者の専任を要しないものとします。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。

（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

② 工事を全面的に一時中止している期間。

（自然災害の発生、埋蔵文化財調査等）

③ 工場製作のみが行われている期間。

（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事）

④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

(3) 専任の主任・監理技術者の兼務について

専任を要する工事のうち、次に掲げる工事に該当する場合、主任・監理技術者の兼務ができるものとします。

① 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任・監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができます。

② 発注者等が同一の工事

元請の監理技術者等については、（2）②の期間に限って、発注者の承諾があれば、他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専

限る。)の専任の監理技術者等として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があります。

((8) に移設)

③密接な関連のある工事 (令第27条第2項、運用通知3(3)③)

同一あるいは別々の発注者が発注する、密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

この場合の「密接な関係のある」とは、対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいい、「同一の場所又は近接した場所」とは、工事現場の相互の間隔が10km程度の場所をいいます。また、この場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とします。

なお、この規定は、専任の監理技術者及び監理技術者補佐には適用されません。

④工作物等に一体性が認められる工事 (運用通知3(3)④)

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合又は全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合に限る。)については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等(特例監理技術者を含む。)が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等(特例監理技術者を含む。)が当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代

任の監理技術者等として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があります。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間(担当する下請工事が実際に施工されていない期間)に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の主任技術者として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があります。

③ 密接な関連のある工事

密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合においては、同一の専任の技術者がこれらの工事を管理することができます。

なお、「密接な関係のある」とは、対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事であるか、又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいい、「同一の場所又は近接した場所」とは、工事現場の相互の間隔が10km程度の場所をいいます。

なお、以上の規定は専任の監理技術者には適用されません。(建設業法施行令第27条第2項)

④ 工作物等に一体性が認められる工事

同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合で工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、兼務した工事の下請金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、配置技術者は監理技術者でなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,

<p>金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。</p> <p><u>(8) 下請工事の主任技術者の専任期間について(運用マニュアル三(2))</u></p> <p><u>下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とします。</u></p> <p>下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間(担当する下請工事が実際に施工されていない期間)に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の主任技術者として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があります。</p> <p><u>(9) 現場代理人と監理技術者等の兼務について</u></p> <p><u>ア 同一工事の場合(工事約款第10条第6項)</u></p> <p><u>同一工事において、現場代理人と監理技術者等の兼務が可能です。</u></p> <p><u>イ 他の工事の場合</u></p> <p><u>(ア) 請負金額が4,000万円(建築一式工事においては8,000万円)未満の工事(緩和要領第2条第3項)</u></p> <p><u>市発注工事、国又は地方公共団体発注工事(ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。)で、次の要件を全て満たす場合に兼務が可能です。</u></p> <p><u>①兼務する工事は、全て請負金額が4,000万円(建築一式工事においては8,000万円)未満であること。</u></p> <p><u>②兼務する工事の現場は、安房郡市(館山市、南房総市、鴨川市及び鋸南町)内にあること。</u></p> <p><u>③対象工事は、当該工事を含め3件以内であること。ただし、請負金額が500万円未満の工事は、件数に含まない。</u></p> <p><u>(イ) 請負金額が4,000万円(建築一式工事においては8,000万円)以上の工事</u></p> <p><u>(7)①～④に該当し、専任の監理技術者等を兼務する場合、当該工事の現場代理人との兼務が可能です。</u></p>	<p>000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。</p> <p>((3)②から移設)</p> <p>((3)②から移設)</p> <p><u>4. 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について</u></p> <p><u>現場代理人の兼務(1-(3)参照。)において規定した工事について、主任技術者又は監理技術者との兼務を可能とします。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 営業所の専任技術者について</p> <p>(1) 営業所の専任技術者とは <u>(法第7条第2号)</u></p> <p>建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに、<u>営業所</u>の専任技術</p>	<p>3. 営業所の専任技術者の取扱いについて</p> <p>(1) 営業所の専任技術者とは <u>建設業法第7条第2号において</u>建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする</p>

<p>者を置かなければならないこととされています。</p> <p>「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。</p> <p>※営業所の専任技術者と専任の監理技術者等とは、全く異なる立場の技術者ですので注意してください。</p> <p>(2) <u>現場代理人と営業所の専任技術者の兼務について</u> <u>営業所の専任技術者は、営業所に常勤し専任しなければならないため、現場代理人との兼務はできません。ただし、特例として、請負金額が500万円未満の工事で、かつ、</u></p> <p>(3) <u>①及び②の要件を満たせば兼務が可能です。</u></p> <p>(3) <u>監理技術者等と営業所の専任技術者の兼務について(運用マニュアル二二(5))</u> <u>営業所の専任技術者は、営業所に常勤し専任しなければならないため、監理技術者等との兼務はできません。ただし、特例として、次の①及び②の要件を満たせば、専任を要しない主任技術者又は監理技術者との兼務が可能です。</u></p> <p>①当該営業所において請負契約が締結された工事であること。</p> <p>②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。</p>	<p>建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。</p> <p>「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。</p> <p>※営業所の専任技術者と専任の主任技術者とは、全く異なる立場の技術者ですので注意してください。</p> <p>(2) <u>現場代理人との兼務について</u> <u>現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。</u></p> <p>(3) <u>主任技術者又は監理技術者との兼務について</u> <u>主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。</u></p> <p>① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。</p> <p>② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。</p>
<p>5 <u>現場代理人、監理技術者等及び営業所の専任技術者の兼務について</u> <u>現場代理人、監理技術者等及び営業所の専任技術者の兼務の可否について、別表にまとめていますので参照してください。</u></p>	<p>5. <u>技術者等の配置について</u> <u>技術者等の配置について、兼務の可、不可について別表にまとめていますので参照ください。</u></p>
<p>6 <u>現場代理人及び監理技術者等の途中交代について(運用マニュアル二二(4)、運用通知1)</u> <u>建設工事の適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則、現場代理人及び監理技術者等(特例監理技術者を含む。)の工期途中での交代を認めておりません。また、一般競争入札により請負契約を締結した建設工事の場合、入札の公平性の観点から、入札参加資格確認申請書に記載した現場代理人及び監理技術者等(特例監理技術者を含む。)を当該工事現場に配置するものとし、変更を認めません。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の特別な理由がある場合や、次に該当する場合は除きます。</u></p> <p>①受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合</p> <p>②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事で、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③1つの契約工期が多年に及ぶ場合</p>	<p>6. <u>配置技術者等の変更について</u> <u>配置技術者等については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。なお、一般競争入札については、入札参加申請(ただし、事後審査においては、開札後の入札参加資格の確認)において認められた時点から変更を認めません。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職などの特別な理由がある場合や、次に掲げる場合は除きます。</u></p> <p>(1) 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合</p> <p>(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事で、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>(3) 1つの契約工期が多年に及ぶ場合</p>

なお、同一の者による監理技術者から特例監理技術者への変更、特例監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代には該当しません。

7 現場代理人及び監理技術者等の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの (運用マニュアル二ー四、運用通知2)

現場代理人及び監理技術者等(特例監理技術者を含む。)について、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証するため、次のいずれかの書類を提出し、確認を受けてください。

なお、専任の監理技術者等(特例監理技術者を含む。)の場合は、入札の申込日又は入札日(随意契約による場合は、見積書の提出があった日)以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

①監理技術者資格者証(表・裏)の写し ※所属業者が記載されていること

②健康保険被保険者証の写し ※所属業者が記載されていること

③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

④住民税特別徴収税額通知書の写し

(2) 監理技術者等の資格を証するもの

ア 主任技術者の場合

次のいずれかの資料を提出してください。

①資格証明書等の写し(国家資格を有する技術者)

②経歴書、実務経験証明書等実務経験を証する書類(実務経験による技術者)

イ 監理技術者及び特例監理技術者の場合

次の資料を提出してください。

①監理技術者資格者証(表・裏)の写し

②監理技術者講習修了証の写し (資格者証で確認できる場合は不要)

ウ 監理技術者補佐の場合

次の①及び②、又は③の資料を提出してください。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

①主任技術者の資格を有することを証するものの写し(上記アの資料)

②一級施工管理技士補(一級技術検定の第一次検定に合格

7. 技術者等及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等及び現場代理人について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届出と同時に提出し確認を受けてください。

なお、専任の場合は、入札の申込日又は入札日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合 には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

①監理技術者資格者証(表・裏)の写し ※所属業者が記載されていること

②健康保険被保険者証の写し

③住民税特別徴収税額通知書の写し

④源泉徴収簿の写し

(2) 配置技術者の資格を証するもの

②主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

・資格証明書等の写し(国家資格を有する技術者)

・経歴書(実務経験による技術者の場合)

①監理技術者

・監理技術者資格者証(表・裏)の写し

・監理技術者講習修了証の写し

(新設)

<p><u>した者)であることを証するものの写し</u> <u>③監理技術者の資格を有することを証するものの写し(上記イの資料)</u></p>	
<p>8 その他 各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。</p>	<p>8. その他 各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。</p>
<p>[沿革] <u>平成26年7月14日制定</u> 平成28年5月27日一部改正 平成28年6月1日 施行 平成29年1月30日一部改正 平成29年1月30 日施行 令和4年12月19日一部改正 令和5年1月1日施 行 <u>令和5年3月27日一部改正 令和5年4月1日施行</u></p>	<p>[沿革] 平成28年5月27日一部改正 平成28年6月1日 施行 平成29年1月30日一部改正 平成29年1月30 日施行 令和4年12月19日一部改正 令和5年1月1日施 行</p>
<p>別表 (別紙のとおり)</p>	<p>別表 (別紙のとおり)</p>

別表（改正後）

現場代理人、監理技術者等及び営業所の専任技術者の兼務について

○：兼務可 △：条件付で兼務可 ×：兼務不可

		監理技術者等の専任を要しない工事 注1			監理技術者等の専任を要する工事 注2			
		現場代理人	監理技術者等 注3	営業所の専任技術者	現場代理人	監理技術者等 注3	営業所の専任技術者	
同一工事	現場代理人		○	△※1		○	×	
	監理技術者等 注3	○		△※2	○		×	
	営業所の専任技術者	△※1	△※2		×	×		
他の工事	要しない工事 注1 監理技術者等の専任を	現場代理人	△※3	△※4	△※1	△※3	△※5	×
		監理技術者等 注3	△※4	○	△※2	△※7	△※5・※6	×
	要する工事 注2 監理技術者等の専任を	現場代理人	△※3	△※7	×	△※3	△※7	×
		監理技術者等 注3	△※5	△※5・※6	×	△※7	△※6	×

注1 請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事

注2 請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事

注3 監理技術者等とは、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいい、特例監理技術者は含まない。

※1 4（2）ただし書に該当する場合のみ兼務可

※2 4（3）ただし書に該当する場合のみ兼務可

※3 2（3）「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」第2条に該当する場合のみ兼務可

※4 3（9）イ（ア）に該当する場合、兼務可

※5 3（6）①～④に該当する専任を要しない期間であれば兼務可

※6 3（7）①～④に該当する場合、当該①～④に定める技術者に限って兼務可

※7 3（9）イ（イ）に該当する場合、兼務可

別表（改正前）

現場代理人， 監理技術者又は主任技術者， 営業所の専任技術者の兼務について

○ 兼務可 × 兼務不可

		4,000万円未満の工事（注5） （主任・監理技術者の専任義務がない工事）			4,000万円以上の工事（注5） （主任・監理技術者の専任義務がある工事）		
1. 同一工事内での運用		現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の 専任技術者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の 専任技術者
現場代理人			○	×		○	×
主任・監理技術者		○		○ （注1）	○		×
営業所の専任技術者		×	○ （注1）		×	×	
2. 別途工事との運用		現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の 専任技術者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の 専任技術者
4,000万円未満の工事（主任・監理技術者の専任義務がない工事） （注5）	現場代理人	×	×	×	×	×	×
	主任・監理 技術者	×	○	○ （注1）	×	×	×
4,000万円以上の工事（主任・監理技術者の専任義務がある工事） （注5）	現場代理人	×	×	×	×	×	×
	主任・監理 技術者	×	×	×	×	×	×

注1： 営業所の専任技術者が兼務できるのは，工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し，当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合です。

2： 別途「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

3： 同一現場等，特別な場合にのみ主任技術者等を兼務することが可能です。（特別な場合については，「2主任・監理技術者」を参照）

4： 同一現場等，特別な場合にのみ兼務することが可能です。

5： 建築一式工事においては8,000万円に読み替えます。